

公民館使用許可申請時の名簿提出について

平成27年10月より、市民以外の方も市川市公民館をご利用いただけるようになります。

市民の方（在勤・在学含む）と市民以外の方とでは使用料や公民館予約開始日が異なることから、7月23日(木)より申請時に併せて使用者名簿の提出が必要となります。

お手数をお掛けしますが宜しくお願いいたします。

- 使用者名簿は内容確認後に返却します（次回にもご利用いただけます）
- 使用者登録済みの団体は名簿提出不要です（登録名簿に変更がある場合はお知らせください）
- 名簿提出者（代表者等）は窓口で本人確認をさせていただきます。
- 名簿の提出が成されない場合は市民等以外料金の適用となります。

使用者区分	使用料	10月1日の予約開始日
市民等	市民等料金	14週前（6月25日）
市民等以外	市民等以外料金	10週前（7月23日）